

# 国の消防

## 【消防庁】

- ・総務省の外局として消防庁が置かれている。
- ・消防庁の長は消防庁長官
- ・消防庁長官の任免は総務大臣が行う。
- ・附属機関として消防大学校および消防審議会が置かれ、消防大学校には消防研究センターが置かれている。

## 【消防庁の所掌事務】

- ・消防制度および消防準則の企画および立案に関する事項
- ・消防に関する市街地の等級化に関する事項※1 都道府県の所掌に係わるものを除く。
- ・防火査察、防災管理その他火災予防の制度の企画および立案に関する事項
- ・火災の調査および危険物に係る流出等の事故の調査に関する事項
- ・消防職員※2および消防団員の教養訓練の基準に関する事項※2 消防職員その他職員をいう。
- ・消防職員および消防団員の教育訓練に関する事項
- ・消防統計および消防情報に関する事項
- ・消防の用に供する設備、機械器具および資材の認定および検定に関する事項
- ・消防に関する試験および研究に関する事項
- ・消防施設の強化拡充の指導および助成に関する事項
- ・消防思想の普及宣伝に関する事項
- ・危険物の判定方法および保安の確保に関する事項
- ・危険物取扱者および消防設備士に関する事項
- ・消防に必要な人員および施設の基準に関する事項
- ・防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事項
- ・人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- ・救急業務の基準に関する事項
- ・消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- ・消防に関する表彰および報償に関する事項
- ・消防の応援および支援ならびに緊急消防援助隊に関する事項
- ・災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- ・石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事計画および検査その他保安に関する事項
- ・石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生および拡大の防止ならびに災害の復旧に関する事項
- ・国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動に関する事項
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項ならびに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体および地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- ・所掌事務に係る国際協力に関する事項
- ・住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、法律※3に基づき消防庁に属させられた事項※3 法律に基づく命令を含む。